

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 に基づく実施状況の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第6項の規定に基づく、実施状況の公表については、以下のとおりです。

目標1 職員の育児休業の取得率

継続就業及び仕事と家庭の両立関係					
目標項目		数値目標	最新値	経年	目標設定時 最新値
		時期	時期	時期	時期
職員の育児休業の取得率 ※男性は2週間以上の取得率	女性	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		令和12年度	令和7年度	令和6年度	令和6年度
	男性	80%以上	106.7%	62.5%	0.0%
		令和12年度	令和7年度	令和6年度	令和6年度

※男性職員の場合、前年度に子が出生したが、調査対象年度にはじめて育児休業を取得した場合、調査対象年度に含まれるため、取得率が100%以上の値となる場合があります。

《内訳:令和7年度》

区分	新たに育児休業 取得可能者	育児休業 取得者	育児休業 取得率
女性	16人	16人	100.0%
男性	15人	16人	106.7%

※育児休業取得率(者)のほか、育児部分休業・育児短時間勤務制度の取得についても、積極的に推進していきます。

《参考:令和7年度》

区分	育児部分休業取得者	育児短時間勤務取得者
女性	9人	3人
男性	26人	0人

目標2 男性職員の配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の平均取得日数

継続就業及び仕事と家庭の両立関係				
目標項目	数値目標	最新値	経年	目標設定時 最新値
	時期	時期	時期	時期
男性職員の配偶者出産休暇・育児参加のための休暇取得日数	5日以上	4.3日	3.8日	3.8日
	令和12年度	令和7年度	令和6年度	令和6年度

《参考》

区分	取得者数	対象者数	取得率	取得日数	平均取得日数	
					令和7年度	令和6年度
配偶者出産休暇	13人	15人	86.7%	24.0日	1.8日	1.8日
育児参加のための休暇	10人		66.7%	40.9日	4.1日	4.2日
上記いずれかの休暇	13人		86.7%	65.0日	4.3日	4.5日

目標3 一般行政職の管理監督職(主査級以上)における女性職員割合

配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係				
目標項目	数値目標	最新値	経年	目標設定時 最新値
	時期	時期	時期	時期
一般行政職の管理監督職(課長級以上)における女性職員割合	15%以上	8.8%	11.1%	15.7%
	令和12年度	令和8年4月1日	令和7年4月1日	令和6年4月1日
一般行政職の管理監督職(主査級以上)における女性職員割合	25%以上	20.2%	21.7%	21.6%
	令和12年度	令和8年4月1日	令和7年4月1日	令和6年4月1日

目標4 年次有給休暇の平均取得日数

長時間勤務関係				
目標項目	数値目標	最新値	経年	目標設定時 最新値
	時期	時期	時期	時期
年次有給休暇の平均取得日数	年間15日以上	13.5日	13.3日	13.3日
	令和12年中	令和7年中	令和6年中	令和6年中

目標5 年間で360時間を超える時間外勤務をする職員の割合

長時間勤務関係				
目標項目	数値目標	最新値	経年	目標設定時 最新値
	時期	時期	時期	時期
年間で360時間を超える時間外勤務をする職員の割合	令和6年度実績から20%以上縮減	63人(-7%)	68人	68人
	令和12年度	令和7年度	令和6年度	令和6年度

特定事業主行動計画の取組状況について

平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立したことを受け、市では、「女性活躍推進法の特定事業主行動計画」を策定し、性別による固定的な役割分担意識の払拭を図り、女性職員が自身の有する能力を最大限に発揮できる職場環境の整備に取り組んできました。

実施状況の把握に際しては、人事主管課と男女共同参画推進主管課が緊密に連携するとともに、庁内連絡会議により部局横断的な推進体制を構築し、進行管理を行っております。

次世代育成支援のための特定事業主行動計画が令和2年3月で計画期間の満了を迎えることを契機に、新たに次世代育成と女性活躍を両輪とする特定事業主行動計画「子育てと女性活躍応援プラン」が策定され、令和8年度には新たに次期計画である「子育てと職員活躍応援プラン」が策定されました。

今後もこの計画に基づき、子育てしやすい職場の整備、ワークライフバランスの推進、そして、女性職員の活躍推進に向けた取組を積極的に実施いたします。